

議案第 57 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 11 月 30 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（平成 25 年 1 月 1 日に行う昇給の基準に関する特例）

- 10 附則第 3 項の規定にかかわらず、平成 25 年 1 月 1 日に行う職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）の昇給の基準に係る第 4 条第 4 項、第 5 項及び第 9 項の規定の適用については、同条第 4 項中「4 号給（一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3 号給）」とあるのは「2 号給」と、同条第 5 項中「技能労務職給料表又は医療職給料表（一）」とあるのは「技能労務職給料表」と、「前項」とあるのは「附則第 10 項の規定により読み替えて適用する前項」と、「4 号給（一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、

3号給)」とあるのは、「2号給)」とあるのは「「2号給」とあるのは、「零)」と、同条第9項中「第1項から第6項まで」とあるのは「第1項から第3項まで、附則第10項の規定により読み替えて適用する第4項若しくは第5項、第6項」とする。

- 1 1 前項に規定する昇給の基準により難しい場合にあっては、当該基準に準じて、市長が別に昇給の基準を定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

職員の給与水準の適正化を図るため、平成２５年１月１日に行う一般職の職員の昇給の抑制に係る特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。